

●各賞候補者等の推薦依頼の処理について

平成17年10月27日  
日本学術会議第4回幹事会決定

日本学術会議に対する国内外の学術関係団体等からの科学に関する各種の賞・報奨金等（以下単に「賞」という。）に係る候補者の推薦依頼については、下記により取り扱うものとする。

記

1 候補者の選考等

(1) 会長は、賞の候補者の推薦依頼があった場合には、賞の対象分野に係る部又は委員会に対し、候補者の選考を求めるものとする。

なお、会長は、関係する部又は委員会への照会について、直近の幹事会に報告するものとする。

(2) 候補者の選考を求められた部又は委員会は、できるだけ候補者を推薦することとし、選考の結果を会長に報告するものとする。

2 候補者の決定等

(1) 会長は、候補者の選考を求めた部又は委員会からの報告を踏まえ、候補者の推薦について、幹事会に諮り、これを決定するものとする。

(2) 会長は、上記の経路を経て、賞の候補者の推薦依頼者に対し、結果を通知するものとする。